

「大分県観光振興条例（仮称）案」 に対する県民意見の募集の結果について

平成27年2月19日

県議会では、平成26年11月25日から平成26年12月25日までの間、「大分県観光振興条例（仮称）案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「政策検討協議会」において条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する協議会の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、4人の皆様から延べ6件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

条例案の条項	ご意見・ご提案の概要	協議会の考え方
条例名	条例案の名称は「おんせん県観光条例」が良い。	条例名の参考にします。
	条例案の名称は「おんせん県大分県観光条例」が良い。 大分県は、源泉総数、湧出量ともに全国1位であるとともに、県内はもとより他県においても「大分県＝おんせん県」のイメージが定着しつつあることから、県民はもとより、県外の方にも受け入れやすい「おんせん県」を冠した上記条例名を提案する。	
全体	「観光」の定義を明確にすべきである。 この条例では、物見遊山的な観光のみではなく、その語源になった出典「易経」の“観国之光 利用賓于王”の本来の意味でとらえるべきである。	観光の定義については、ご意見のとおりと認識しています。観光の定義は、逐条解説の中で示します。
	大分県下では、うすき竹宵を始めとして日田市・竹田市などの竹宵は、現在では多くの写真家や観光客がくる市民活動となっている。 大分県の政策を支える観光活動として竹宵活動がある以上は、竹宵活動を一文としていれるべきだと考える。	うすき竹宵を始めとした活動は新たな観光資源として認識していますが、本県は数多くの豊かな観光資源を有しており、全てを記述することは困難であることから、一部を代表的な例として記述しています。
第2条	「観光事業者」とは誰のことを指すのか。 観光事業というのは該当しない分野は無く、この世の生業すべてが観光に通じるものであり、観光事業者とは全県民だとの宣言をすべきではないか。	ご意見のとおり、第2条で県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成するもの、例えば商業、工業、農林漁業等の産業の従事者等、県内で活動するあらゆる組織・個人を「県民等」と定義しています。 基本理念では、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて相互に連携して一体的に観光の振興に取り組むこととしています。
第9条、第10条	「国内からの観光旅行者」と「外国人観光旅客」を分ける必要がなぜあるのか。 どちらも大切な地域にお金を落としていただだけのお客様として同列に扱うべきで、ここであえて区別する必要はない。	ご意見のとおり「国内からの観光旅行者」と「外国人観光旅客」については、第二章第一節で「国内外に対する誘客活動の強化」として同じ位置づけをしていますが、外国人観光旅客に対しては「受入体制の整備」について特に配慮が必要であることから、違いを分かりやすくするために条を分けています。